

議案第144号

大津市教育委員会教育長の給与等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年12月14日（木） 教育総務課

1 改正を必要とする条例

- ・大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例

2 改正の趣旨

令和5年の人事院勧告等に準拠しながら、次のとおり特別職及び議員の期末手当の改定を実施する。

3 内容

(1) 期末手当の改定

①令和5年12月賞与の期末手当について、支給月数を引き上げる。

区 分	現 行	改定後	増 減
期末手当（12月）	1.65	1.75	0.10

②令和6年度の期末手当について、支給月数を引き上げる。

区 分	現 行	改定後	増 減
期末手当（6月）	1.65	1.70	0.05
期末手当（12月）	1.65	1.70	0.05

4 影響額 （参考までに他の特別職等の影響額を記載）

（円）

	12月期末（現行）	12月期末（人勧反映）	影響額
市長	2,043,360	2,167,200	123,840
副市長	1,776,060	1,883,700	107,640
企業管理者	1,572,120	1,667,400	95,280
教育長	1,572,120	1,667,400	95,280
常勤の監査委員	1,265,220	1,341,900	76,680
議長	1,300,860	1,379,700	78,840
副議長	1,209,780	1,283,100	73,320
議員	1,114,740	1,182,300	67,560